

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人大阪府猟友会（以下「本会」という。）という。

(区域及び事務所)

第2条 本会は、大阪府域を区域とし、事務所を大阪市内に置く。

(支部)

第3条 本会は、総会の議決を経て支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、狩猟知識の普及及び狩猟道徳の向上を図り、もって狩猟の適正化並びに自然環境の保全を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 狩猟免許取得希望者に対する研修会の実施等の普及事業
- (2) 講習会、射撃会及び猟野競技会等による育成事業
- (3) 有害鳥獣の捕獲等による社会貢献事業
- (4) 会報又は機関紙等による広報・啓発事業
- (5) 会員の行う諸手続等に関する関係官庁との連絡調整事業
- (6) 官公庁等から委託された事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、この法人の目的に賛同し、入会を希望する以下の者とする。

(1) 正会員

- ア 銃会員 銃または空気銃の所持許可及び銃猟その他の免許を所持し、銃猟又は銃猟及びその他の猟を行う個人
- イ わな会員 わな猟の免許を所持し又はわな猟及び網猟の免許を所持し、わな猟のみ行う又はわな猟及び網猟を行う個人
- ウ 網会員 網猟の免許を所持し、網猟のみを行う個人
- エ 一般会員 本会の趣旨に賛同する個人

(2) 準会員 公益法人の社員としての活動を一時的に休止している個人

(3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、支援する個人または法人

(4) 名誉会員 本会の発展に著しく貢献した個人で、総会で議決された個人

2 前項(1)のアからウの会員が狩猟免許を更新しなかった等により免許が失効した場合には、自動的に一般会員に移行する。

3 正会員は種別により、会員としての権利を制限されない。

4 会員資格の有効期間は毎年度末日とし、引き続き会員となる場合は、毎年度末日までに「会員継続確認書」を支部を経由して提出しなければならない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、支部を経由し会長あてに「入会申込書」を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、会費を本会に対し支部を経由して毎年指定された日までに納める義務を負う。
- 2 会費の額及び納入方法については総会で定める。
 - 3 既に納めた会費は、退会したとき又は除名されたときには返金しない。
 - 4 会員は、本会から特定のサービスを受けた場合、受益に応じた手数料を支払う義務を負う。
 - 5 前項の特定のサービス及びその手数料の金額及び納入方法については理事会で定める。

(会員としての理念及び責務)

- 第9条 会員は、猟友会会員として、社会の尊敬と信頼を得るように努めなければならない。
- 2 会員は、本会の定款及び議決を遵守し、会の団結を図り、その目的達成に協力しなければならない。
 - 3 会員が、住所、氏名その他の事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(退会)

- 第10条 会員は、次の事由によって退会する。
- (1) 死亡
 - (2) 「会員継続確認書」を年度末日までに提出しなかった者
 - (3) 会費を期日までに納入しなかった者
 - (4) 除名
- 2 会員は、前項の規定によるほか30日前までに会長に申し出て本会を退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員がこの定款に違反し、又は本会の名誉を毀損したとき、若しくは本会に損害を与えたときは、総会で出席した正会員数の3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。
- 2 本会は、会員を除名しようとする場合、総会の議決の前にその会員に弁明する機会を与えなければならない。

第4章 支部

(支部)

- 第12条 本会に支部を置く。
- 2 支部を新たに設置する場合は、理事会の議決を得て総会で決める。
 - 3 支部は、原則として各市町村区単位又は警察署単位で本会の会員により構成する。

(支部組織)

- 第13条 支部に支部長、副支部長、会計、会計監事その他の役員を置き、支部に属する正会員から選任する。
- 2 支部は規約を設け、その運営に関しては規約に基づき行われなければならない。
 - 3 前項の規約を新たに作成又は変更した場合は、支部は速やかに届け出なければならない。

(支部の責務)

- 第14条 支部は本会の組織の一部として、社会の尊敬と信頼を得るように努めなければならない。
- 2 支部は、本会の定款及び議決を遵守し、支部及び会の団結を図り、その目的達成に協力しなければならない。
 - 3 支部が、役員、連絡先、その他の事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(支部の活動)

- 第15条 支部は本会の定款又は議決に反しない範囲で独自の活動を行うことができる。

(支部の解散)

- 第16条 支部は以下の理由により解散する。
- (1) 他の支部との合併
 - (2) 支部による解散決議
 - (3) 本会の解散

- 2 支部がこの定款に違反し、又は本会の名誉を毀損したとき、若しくは本会に損害を与えたときは、総会で出席した正会員数の3分の2以上の議決を経てこれを解散させることができる。
- 3 前項の場合は、総会の議決の前にその支部の役員に弁明する機会を与えなければならない。

第5章 役員

(役員)

第17条 本会に、次の役員を置く。

- 理事 13名以上18名以内
 - 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
 - 3 必要あるときは、理事のうち1名を専務理事とすることができる。

(選任)

第18条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会において理事のうちから選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引続きその職を行なわなければならない。

(理事の職務)

第20条 会長は本会を代表し、総会及び理事会の決議に従って会務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ定められた順序に従いその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長の命を受けて本会の常務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときはその職務を代理し、会長、副会長がともに欠員のときはその職務を行う。
- 4 その他の理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第21条 監事は次の職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、必要があると認めるときは理事に対し意見を述べること
 - (2) 財産及び会計の状況又は業務の執行につき不備な事実があると思料するときは、これを総会、理事会又は大阪府知事に報告すること
 - (3) 前項の報告をするため必要があるときは総会又は理事会を招集すること
- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員報酬)

第22条 本会の役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会の議決により報酬を支払うことができる。

(役員解任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任する場合においては、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

- 第24条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は外部の有識者から理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
 - 3 顧問は本会運営上の重要事項について会長の諮問に応じる。

(相談役)

- 第25条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
 - 3 相談役は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務局)

- 第26条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長をはじめ必要な職員を置く。
 - 3 職員は会長が任免する。
 - 4 職員は有給とし、その金額は、理事会で定める。
 - 5 事務局の庶務に関し必要な事項は理事会で定める。

第7章 会議

(総会)

- 第27条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会は毎年1回会計年度の終了後2か月以内に開催し、臨時総会は理事会において必要と認めるとき、正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき又は第21条第1項第3号の規定により監事が必要と認めるときに、これを開くものとする。

(総会の招集)

- 第28条 総会は、第21条第1項第3号の規定により監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。
- 2 総会の招集は、開催日の10日前までに日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には通知期間を5日前までに短縮することができる。

(総会の議決事項)

- 第29条 総会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を審議議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 役員報酬
 - (5) 解散
 - (6) その他理事会において必要と認められた事項

(総会の成立)

- 第30条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立する。
- 2 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面をもって表決に参加することができ、この場合、その会員は出席したものとみなす。
 - 3 会員は代理人をもって総会に出席することはできない。

(正会員の議決権)

- 第31条 正会員は1人につき1票の議決権を有する。
- 2 総会の議事は、出席した正会員数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
 - 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について、議決権を行使することができない。

(総会の議長)

第32条 総会の議長は、総会において出席した正会員のうちから選任する。

(議事録の作成)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者2名以上がこれに署名又は記名押印をしなければならない。

- (1) 開会日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議案別の議決結果

(理事会の構成)

第34条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的及び理由を示して請求があったとき会長が召集し、又は第21条第1項第3号の規定により監事が必要と認めたときに、監事が召集する。
- 3 理事会の召集は、その5日前までに日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合にはその手続きを省略することができる。

(理事会の議決事項)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を審議議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に付すべき事項
- (2) 重要会務の執行の方針に関する事項
- (3) 会員の加入
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の成立)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

- 2 理事は、あらかじめ通知のあった事項につき書面をもって表決に参加することができ、この場合、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事は代理人をもって理事会に出席することはできない。

(理事会の議決権)

第37条 理事は1名につき1票の議決権を有する。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について、議決権を行使することができない。

(理事会の議長)

第38条 理事会においては、会長が議長を務める。

(理事会の議事録の作成)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、出席者2名以上がこれに署名又は記名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席者数
- (3) 議事録署名人の選任に関する事項
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議案別の議決結果

第8章 会 計

(資産)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成し、理事会の定める方法に従って会長が管理する。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 補 助 金
- (4) 寄 附 金
- (5) その他の雑収入

(経費)

第41条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会で出席した正会員数の3分の2以上の議決を経て、かつ大阪府知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 この法人の解散は、総会での議決を経て、かつ大阪府知事の認可を受けなければならない。

(残余財産)

第45条 本会の解散にあたり残余財産があるときは、その処分は総会の決議を経て、大阪府知事の許可を受けるものとする。

第10章 雑 則

(その他)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は総会及び理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可の日から施行する。
- 2 この定款は、昭和39年4月15日から施行する。
- 3 この定款は、昭和44年5月14日から施行する。
- 4 この定款は、昭和57年6月7日から施行する。
- 5 この定款は、平成19年10月19日から施行する。
- 6 この定款は、平成20年5月30日から施行する。
- 7 この定款は、平成22年5月28日から施行する。